

「選挙の季節に『選挙』を考える」

選挙で何を選ぶのか、選挙結果をどう受け止めるべきか

はじめに

11月22日に大阪府知事と大阪市長の同時選挙が施行されることになった。

この選挙に付随して池田市長選挙が11月29日告示、12月6日投票で施行されることが決定している。池田市長選挙は4年前の知事選挙の際に、現職の倉田薫が市長を辞任し知事選挙に出馬したために空席となりこの時期の選挙となったのである。

今回の府・市ダブル選挙で、市長選挙には維新の会の前衆議院議員吉村洋文が出馬し、知事は松井一郎が再選を目指すことになった。これに対する対抗馬は、自民党府議会議員団政務調査会長の栗原貴子が知事候補に、そして市議会議員団幹事長の柳本顕が市長候補として共に自民党本部の推薦を受け出馬することが正式に決まった。すべての候補者が地方議員経験者であることは大阪としては初めてのことであり、全国的にも珍しいことである。大阪の首長を決する今回の選挙は、自民対維新の戦いであり、二水会が開催される11日は既に選挙戦に突入しているが、今回の選挙も一言で言えば都構想をめぐる賛否の戦いである。しかし、半年前に住民投票で決した選挙結果、即ち、選挙を通じて示された民意を、こんなに簡単に問い直すことの是非をめぐる議論も盛んに繰り広げられている。

今回の選挙をめぐり、今年の4月に統一地方選挙があったばかりで、またぞろ選挙かと思われる人が多いようだ。確かに、大阪市長選挙を除けば知事選挙も池田市長選挙も統一地方選挙の時期に施行される選挙であったが、橋下が知事を辞任し、倉田薫が池田市長を辞任したために、それぞれこのようなずれ込んだ時期の選挙となったのである。結果的には全国至るところで年中選挙をしていることになっているのである。

統一地方選挙とは

昭和22年4月に第1回統一地方選挙が施行された。平成27年の統一選挙は第18回目であった。複数の選挙を統一して施行することは、経費の点からも、有権者の関心を高める上でも有効であり、投票率を高める効果がある。地方選挙を統一して施行するようになった当初は、ほぼ、すべての自治体で選挙を同時に施行したが、昭和30年には「昭和の大合併」に伴う選挙が多かったために統一率が早くも50%を切っていた。その後は40%台で推移したが、首長の辞職や不祥事による議会の解散など

で選挙の統一施行が段々と少なくなり「平成の大合併」で遂に 30%を切り 平成 27 年 4 月の統一実施率は 27,38%にまで減少したのである。このような状態の選挙を統一地方選挙と呼ぶのは、かなり抵抗が出てきた。

直近の選挙、平成 27 年度選挙の投票率は史上最低を記録した。選挙の投票率が何故これほど低下したのかについては複数の要因があり単純ではないが、複数の選挙を同時に施行することにより選挙民の意識を喚起し投票率のアップに貢献することはあり得ることだ。

この機会に低投票率がもたらす問題点や選挙、投票とは何かについて検証することにした。

選挙で選ぶものは

選挙で選ぶ対象はいろいろある。議員選挙のように人を選ぶだけでなく、制度の可否を問うもの、市町村合併や、施設の誘致の是非などを決めることもある。大阪都構想の是非を問うた住民投票も選挙であった。

選挙は議員を選出する手段として一般化されているが、我が国の現行選挙制度は、衆議院の場合は小選挙区制で一人を選ぶ制度であり、地方議会議員選挙は中選挙区制もあり、その選挙区から選ばれる人数については複数の場合もある。しかし、選挙をする側は常に一票を投じ一人を選ぶ制度であり、制度などを選択する場合も常に是非かを決める選挙である。

複数区の議員を選ぶ選挙であっても、立候補した人の中から選挙民が選ぶのは一人だけで、複数区の場合は定数の範囲内で獲得得票順に当選者を決めるのである。

選挙に関する最大の論点は、当選者の得票数に一票でも足りない候補は落選となり、その候補者を支持した人の意見が切り捨てられることについての議論である。多数決を是認する限り避けられないことであるが、例えば、五人の中からの一人を選ぶ場合、当選できなかった四人の得票数の合計が当選者よりはるかに多いことはしばしばある。これで民意の集約と言えるのかどうかが問われる点であり、単純多数決の最大の問題点である。代議制民主主義を採用する場合、少数意見にどこまで配慮するかは実に悩ましい問題なのである。しかし、選挙という意志集約の方式を如何に考えても必ず「死票」と言われ、切り捨てられる意見（人）が出てくるのは避けられない。むしろ、死票が出ない選挙など気味が悪いし、ファシストの国以外にはあり得ないことである。しかし、可能な限り少数意見に配慮する方法として議員を選ぶ選挙に比例代表制がある。単純多数決ではなく得票数に比例して当選者を決める方式である。現在我が国では衆・参両議員選挙共に採用されているが、衆議院議員選挙では比例代表制と小選挙区との重複立候補を認めている。この制度はよく考えられた制度ではあるが、比例復活に関して有権者の違和感も少なくない。

所詮、人が「人を選ぶ方法」と、「人を裁く方法」に、これしかないという方法は無いということだ。

被選挙人に関する問題

問題は何を選ぶかであるが、少数意見の反映以外にもっと大きな問題は、選挙では立候補者の中からしか選べないことである。

立候補者の中に、もし妥当な候補者がいない場合どうすべきかは大変悩ましい問題となる。候補者以外から選ぶことは出来ないから、その中からしか選べないし、その選択に条件は付けられないのだ。

従って選挙で選ぶのは「ベスト」ではなく「ベター」か「グッド」でしかない場合があり、時には「バッド」の選択しかできないこともある。

投票率を云々する議論があるが、選ぶに値しない候補を選べというのは、かなり酷な要求であり、ある意味では無意味な行為ですらある。この無意味な行為から逃れるための、意識的な棄権や無効票を投じる行為を、投票を通じて行う政治参加は国民の義務だからという論理で指弾できるだろうか。

これらのことを防ぎ投票への参加を呼びかけるために、選ぶにふさわしい候補者を育てる必要がある。同時に政治や選挙に関する民度の高い有権者を育てることが肝要である。政治家の資質を云々する前に、選挙民の民度以上の議員は生まれないことを有権者が噛みしめる必要がある。

最近、問題とされているのは、候補者の資質より、党首の際立った指導力やカリスマ性に支持が集まる傾向が大変強く、議員としての適格性や社会的経験などほとんど考慮されない選挙が大変多いことである。地方議員が地域代表であるかどうかについて議論があるが、そんな理屈よりも、どこの誰かも判らない、まったく地縁が無い候補者に対して選挙民が身近さを感じる筈はないのに、選挙結果としては見事な集票をすることをどう理解すべきなのか実に難しい論点である。長く選挙に関わってきたが、今も続いている傾向として「若ければ良い」「足の長いハンサムが良い」「女性なら良い」という傾向は依然として根強いが、加えてその政治団体の名を名乗るだけで当選できるという選挙は全く理解できないし、根本的に選挙に対する哲学、即ち基本的な考え方が大きく変化したとしか思えないし私には馴染めない。

こんな状態から帰納される結論は、学歴はともかく、政治を目指す若者が政治家としての資質を磨くことや社会的経験を積む努力もせず、徒に組織に頼ることしかしない人間性に乏しい政治家が増えることである。

カリスマ性云々よりも、数ある政党が候補者の教育、育成にどの程度真剣に取り組んでいるか、政党そのものに一般有権者を引き付ける魅力があるかが問題である。

選挙結果をどう受け止めるべきか

・都構想への再挑戦について

平成 27 年 5 月 17 日に住民投票が行われ、大阪都構想は否決された。投票結果は都構想賛成が 694.844 票、反対 705.585 票、その差は 10.741 票であり明確な判定が下された。この結果を受けて橋下は政治家引退を表明し、11 月 22 日の市長選挙に出馬しないことを宣言したが、その後、知事の松井一郎は再選出馬と共に都構想の再提案を表明したのである。

今回の住民投票は有権者 214 万人という規模の選挙であり、投票率は 66.83% で通常の議員選挙よりもかなり高いものであった。大阪府・市が支出した経費は住民投票に至る経費を含め総経費は 32 億円といわれており、これほど大きな政治イベントの結果に対して、まだ半年も経たない時点で、再度同じテーマを市民に問いかけ、選挙に持ち込もうとすることが是認されるのだろうか。これが許されるとすれば、選挙で示された結果は何だと言うのだろうか。議会で否決されたものを、策を弄して住民投票にまで持ち込んだのは選挙では勝てるとの思い込みがあったからだろうが、民意である住民の意思はこれを拒否した。

選挙結果は民意であると言い続けえ来た筈の維新の会が、再度審議を求め住民投票をやろうとするのは、大衆を煽動し衆愚政治やろうとすることに他ならない。議会運営の基本的ルールに「一事不再議の原則」がある。これは同一会期内で同じ案件を再度審議することは出来ない原則であり、会議が異なれば再議することは可能である。従って今回の選挙後に再度審議することは手続き的には可能である。しかし、この問題の結論は住民投票により決しなければならないから、またぞろ 30 億以上の費用を要することになる。選挙結果を短期間で覆そうとする動きは、政治家自らが選挙結果を形骸化させることを意味し、選挙結果に対する冒瀆である。

その差が僅差であろうと選挙結果として示された有権者（住民）の判断はそんなに軽いものであってはならない。特に大阪に於ける維新の会の主張は、議会の意思より選挙結果を民意と称して、いく度も選挙を持ち掛けて来たではないか。その民意をないがしろにすることは断じて許されるものではない。

・倉田薫の池田市長選再出馬について

4 年前の 4 月に倉田薫は 5 選目の選挙で 29.769 票を獲得し池田市長に再選された。

ところが同年 11 月の大阪府知事選挙に池田市長を辞任し立候補したのであった。

その立候補に至る経過に、彼らしい振る舞いがあった。倉田は当時府下の市長会の会長であった。この職制は輪番制で各市の市長が持ち回りで務めるのであり、その時期に会長であっただけであるが、彼は市長会の 30 名以上の推薦を前提として知事選出馬に意欲を示した。彼はそれ位の人望があり推薦があると自分で思い込んでいたようだが、この自惚れが彼の最初の誤算であった。さすがにそのハードルが高過ぎたと感じた彼は、三分の二以上の推薦で良しとしたのである。

大阪府域には政令指定都市を含めれば 33 市 9 町 1 村、合計 43 市町村ある。池田

市を除くと 42 市町村であるが、30 市町村の推薦は橋下の影響力もあり困難であることは歴然であった。そこで三分の二としたのだろうが、実際には二分の一の推薦しかなかった。マスコミ関係者を招き、わざわざ市長会有志から出馬要請をさせ P R 効果を狙ったつもりだろうが、マスコミからは、見え見えの“やらせ”で、猿芝居だと酷評される一幕もあった。すべて自作自演の演出であるのに、要請があったからと格好をつけて出馬に踏み切ったのであった。選挙中の対応についても実にふざけたものがあったが、この際は、おくとして、選挙結果は下記の通りであった。

大阪府知事選の結果	松井一郎	2.006.195 票
	倉田 薫	1.201.034 票

選挙結果で注目すべき点は倉田が勝利したのは池田市と能勢町だけで、さらに注目すべき点は、半年前の池田市長選挙の倉田が得た得票数が 29.769 票であったのに対し、知事選挙で得た票は 28.695 票であったことだ。市域では池田市だけ松井一郎に勝ったが、前回の自分の市長選挙より 1.074 票下回っているのである。

有史以来、初めて池田から知事候補を出したのだから圧倒的な支持があってもおかしくない筈なのに、自らの市長選挙の時より 1.074 票下回っているのである。出身地盤の池田市ですら市長選より低い信任しか受けられなかった事実をどう受け止め、どう分析したのだろうか。

統一地方選で信任を得た選挙の結果を投げ出し、虚構の上に立って知事選に出馬した結果がこの状態である。

ここで指摘しておかねばならないことは、知事選敗北の後、あろうことか倉田は市長選挙を再度やろうとしたのである。再出馬をめぐる動きに対して「行政を私物化している」「自分が投げ出しておいて再度返り咲こうとするのは破廉恥だ」「こんな人が池田にいること自体が恥ずかしい」などと、流石にごうごうたる批判の声があがり、紆余曲折を経てようやく副市長の小南修身を後継指名し、自らが選対本部長となり小南市長を誕生させたのである。これが今日に至る経緯である。

ところがまたぞろ今回の市長選挙に本格的に参戦することを公式に表明したのである。同じことを繰り返して書くことは避けるが、どう考えても異常としか思えない。

自分が後継指名をし、選挙参謀を務めて広く市民に支持を呼びかけた本人が、今度は一転して、「彼はダメだ。市の行政が停滞している」と言い出したのである。こんなことを「天に向かって唾する行為」というのであり、破廉恥の極みである。もし自分が後継指名した者が至らぬのであれば、あらゆる点で彼を支えるのが、かつての上司としての務めではないのか。こんな恥ずかしい人物が知事候補であったことも恥ずかしいが、またぞろ市長だなんてとんでもない話である。心ある人は蔑みの笑いを堪

えているのだ。ホテルで政治資金パーティをしたり、軽トラックで演説をしているのは「裸の王様」そのものではないか。今なら間に合うから出馬を辞めるべきだ。

「男は、引き際が大切である」この事を彼に教え、論ず人物が彼の周辺にいないことが彼にとって最大の不幸である。さすがに見かねた何人かが、これらのこと諫めたようだが、頑として聞かないようで正真正銘の「裸の王様」だそうだ。

こんな状態を眺めていると、選挙とは何だろう、選挙結果がこんな扱いを受けることが許されるのだろうかと思われてならない。

選挙結果というのは、大勢の有権者が自らの足で投票所まで行き、自分の名前ではない他人の名前を書く行為であり、その累積結果であるのだから、もっと厳粛なものである筈だ。誰もが結果を厳粛に受け止め、粛々と決定に服するのが民主主義の基本ルールである。軽々に投げ出すことも不謹慎であり、その挙句にもう一度返り咲こうとするに至っては破廉恥な行為であることを知るべきである。

多数決が正しい方法なのか

慶応大学教授の坂井豊貴は、その著書「社会的選択理論とは何か、多数決を疑う」の中で、複数の候補者から一人の政治家を選出する多数決という投票方式について次のように述べている。

「多数決のもとで有権者は自分の判断のうちごく一部に過ぎない「どの候補者を一番に選ぶか」しか表明できない。二番や三番への意思表示は一切できない。だから勝つのは一番を最も多く集めた候補者である。その候補者は広い層の支持を受けた者とは限らない。極端な話しながら、ある候補者が全有権者から二番の支持を受けても彼らが一番に投票するのであればその候補者は一票も入らない。多数決の選挙で勝つためには、どの有権者も取りこぼさないよう細かい配慮をすることは不利というわけだ。とにかく一定数の有権者に一番多く投票してもらわねばならないので、その結果として選挙が人々の利害対立を煽り社会の分断を招く機会として働いてしまう。だがこれは政治家や有権者が悪いわけではなく、多数決が悪いのではないだろうか」と説いている。また、「多数決は何のために使われるべきか、利用上の注意点は何か。どんな時に他の手法、例えば『ボルダールール』にとって代わられるべきなのか。多数決を採用するとしても重要な判断である憲法改正などを決める時に何パーセントの賛成が必要とされるべきなのかを示す必要がある」と説いている。

彼は難解な説き方をしており、その分析に馴染めない点がある。

それは、『ある候補者が全有権者から二番の支持を受けても彼らが一番に投票するのであればその候補者は一票も入らない』とあるが、全有権者から二番目の支持を受けることは、ボルダールールで選挙するのなら意味があるが、一人を選ぶ選挙の場合何の意味も持たないことになる。彼はこの事実を、2以上の選択肢がある場合に、2位以下の候補に投じられた死票に示された民意をどう考えるべきかを指摘しているの

であろうが、この分析は定数が 2 以上でなければ通用しない論理である。また、「制度」を選択する選挙で二者択一をすることに問題があるとする論理は理解できないし、これでは物事が決まらない。採決の結果や投票結果に条件を付すことは出来ないからである。

彼は、「多数決を含むあらゆる意志集約の方式は、多を一に結び付ける関数として数学的に表すことができる。であれば「違和感」や「優れた」などの主観的な感覚をも、関数の性質として定式化して扱ってしまえばよい」これは別段珍しい頭の使い方ではない。珍しいとすれば、それは知性の使い方ではなく、使い先のほうである。多数決をはじめとする意志集約の方式に対して、そのように頭を使う習慣は、世にまだ広まっていないのだ。だから多数決があたりまえのように各地で用いられている訳だが代替案はいろいろある」と説いている。このように説かれるとまったく分からなくなる。確かに単純多数決には数々の問題点がある。彼が説くボルダルールがそれらを解決するという指摘が私の現時点での分析力では理解できない。しかし、現時点で彼の指摘する憲法改正などの重要な案件について、二者択一の多数決でいいのか、何パーセントの賛成が必要とされるべきなのかを示す必要があると説いている点の前段は理解できないが、後段はその通りである。即ち憲法改正案を、そのⅠ、そのⅡとして複数示す方法はある得ても多数決の方法以外に集約する方法はない。

後段の何パーセント以上の支持がなければ成立しないとする成立要件を設けることは必要であると考え。同時に、選挙そのものの成立要件を検討する必要性を指摘しておきたい。成立要件がなければ憲法改正の国民投票が 10%の投票率でも有効となるが、こんな少数の意思表示で憲法が改正されて良いのかとの問題を生むからである。

選挙の成立要件について

各種の選挙の成立要件に法的な規定はない。投票率の如何によって選挙そのものが有効か否かは不問である。従ってどんな選挙でも如何に投票率が低かろうともすべての選挙は有効として扱われるのである。未だ経験したことはないが憲法改正に関する国民投票でも投票率に制約が無い。だとすれば。極めて低い投票率でも成立することになり、極くわずかな国民しか参加しない選挙で国の基本法が改正されることになるがこれで良いのだろうか。

公職選挙法の制約を受けない条例で決められた住民投票の場合は、自治体が条例で選挙の成立要件を設けている事例がある。大阪府域でも平成の大合併の際、住民投票を実施した自治体が 4 市 3 町あったが、守口市と門真市は投票率が 50%に達しなかった場合は選挙そのものを無効として開票しないことを決めていた。投票の結果、門真市は投票率が 38.58%であったので開票しなかった。守口市は 50.64%で 50%を超えていたので開票をしたが、賛成投票の約 7 倍の反対票 (87%) が投じられ否決された。住民投票の場合に選挙の成立要件を決めていたのは自治体としての見識だと考え

るのだが、一般選挙の場合に要件を設けると選挙そのものが成立しないことが度々出現し混乱する危険性があるために設けられないのが理由のようである。

民主主義の民度のあり方が問われているケースである。

しかし、選挙に成立要件はなくとも、当選には一定の要件がある。

当選のための要件

公職選挙法上の当選に関する要件は

衆議院議員選挙	有効投票の総数の六分の一以上の得票（小選挙区選出）
参議院議員選挙	当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票（選挙区選出）
地方議員選挙	議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票
地方公共団体の長の選挙	有効投票の総数の四分の一以上の得票

一票の格差と投票率

選挙制度論のなかで欠落している論点に一票の格差と投票率の問題がある。

随分以前から投票率の下降傾向が続く中で、投票率を考慮しない一票の格差論にどれほどの意味があるのか疑問を抱き続けてきた。残念ながら明確な論理構成が出来なかったが、立命館大学フェローの加地伸行は票の実質的格差は人口規模と投票率の間に相関関係があり、これらの前提条件を無視した議論に疑問を呈している。彼の主張を平成 27 年 5 月 21 日のサンケイオピニオンを引用しながら紹介することにした。

論議の前提条件に対する疑義

一票の格差に関する議論で、選挙民の少ない地域から 1 人、選挙民の多い地域からも 1 人という定数では票の価値に格差が生じており、法の下での平等に反するという議論がある。違憲かどうかをめぐり各地で訴訟が行われている。現在までの高裁及び高裁支部の判決は合計 17 件で、違憲状態が 12 件、合憲が 4 件で、違憲が 1 件（福岡高裁）となっている。年内に最高裁が統一判断を示すことになっているが、どう考えても議論の前提条件がこれでいいのかが気になる。

この格差論議、数字の上から見るともっともに見える。選出議員数が、多くの人数からも 1 人、少ない人数からも同じく 1 人というのでは、民意の正しい反映すなわち数の分の権利が侵されているように見える。しかし、今までの判決ではその前提が選挙民全員が投票するというものである。例えば、人口が仮に A 市は 600 人、B 村は 200 としよう。議員定数は A 市が 2 人、B 村が 1 人としよう。すなわち B 村では 200 人分の票で議員 1 人を選出できるが、A 市では 300 人分の票でやっと議員 1 人の選出となるのではないかと。しかし、これは全員が投票したときの話であり、いわば数字上のゲームみたいなものに過ぎない。

一票の実質的格差、検討の必要性

現実では必ず棄権する人がいる。大体において人口の多いところでは投票率が低く、人口の少ないところの方が逆に投票率が高い。例えば仮に、前記のA市の投票率を50%とすると300人が議員2人を選出するので、議員1人につき150票分となる。一方、B村の投票率を80%とすると160票分で議員1人の選出となる。するとA市のほうがB村よりも少ない票数で当選することとなり、一票の格差による不利は、むしろ人口の少ないB村の場合に生じる。このような例が示すように、人口の多寡がすぐさま一票の格差原因となるわけではない。すなわち機械的に人口数の比較によって一票の格差を決めつけるのではなくて、投票者の投票意識、つまりは投票率というものを重視して、票の実質的格差を検討した上での判決であるべきではないのか。

しかし、そうした議論がなされた形跡はほとんど見えないことに彼は問題を提起しているのである。全く正論であり、単純に人口対議員数だけで一票の格差を議論するのは前提条件に大きな欠落があるというべきである。

この問題と同時に、選挙の成立要件も含めぜひ検討されねばならない点である。

加地は、一票の格差を論じるに際し、例えば投票率はその地区の有権者の少なくとも5割以上でなくては無効とする決まりを法律化することなどが先決問題ではないのかと指摘し。その上での「一票の格差」問題ではないのかと説いている。

18歳選挙権による影響は

投票率の低減傾向に歯止めをかけるとの命題は永遠の課題である。ましてや選挙権年齢が18歳に引下げられた現在、一票の格差の議論より投票率の動向が気になりである。

アメリカの選挙権は、日本のように年齢に達すれば自動的に交付されるのではなく、州によって若干の違いはあるようだが、年齢に達したら自らが当局に出頭して選挙権交付の申請をしなければならない制度である。

日本はその年齢に達すれば本人の意思とは関係なく自動的に選挙管理委員会から選挙に際して投票券が送られてくる制度である。従って自分に選挙権があることを選挙に際して送られてくる投票券で知ることもあるが、アメリカでは自ら申請しなければ付与されないので選挙権に関する意識が日本とは全く違う筈である。しかし、アメリカの若者の投票率は決して高くないのは何によるものだろうか。簡単に理解できない問題を包含しているようである。

18歳から選挙権をとというのは世界的な風潮であり、呼び声のように日本でも叫ばれ成立したが、正しい判断であるのだろうか。学校教育の場において選挙に関する学習が偏向すれば選挙が歪む危険性もある。参政権だけを成人扱いにして、その他の少年法との関係が手つかずのままが良いのだろうか。来年の参議院選挙でどんな結果が出るのか大いに関心があるところである。今

さらながらの話であるが、本当に参政権の年齢引き下げは正しいのだろうか。一時的に投票率がアップすることがあるとしても、それが恒常化するとはとても思えない。

あらゆることにグローバルスタンダードを取り入れることが多くなっているが、法制度の整備の遅れを後回しにしてでも世界的な流れに沿う必要はない。それぞれの国が独自に判断をして決定することこそ主権国家のとるべき道である。

むすび

選挙が多発(?)する季節に、選挙とは何かの一端を掘り下げるために多数決の問題点を含め意志集約の最善の道を探ろうとしたが、何の結論も出ないことを大変虚しく感じている。所詮、意見集約に絶対的な方法は無いことはわかっているが、選挙結果は民意として守り抜かねば、民主主義の崩壊につながることだけは特筆しておきたい。

(文中敬称略)

平成27年11月

松室 猛

参考文献 坂井豊貴「社会的選択理論とは何か 多数決を疑う」2015/4 岩波新書
加地伸行「投票率こそが民主主義の基礎だ」サンケイオピニオン正論